

勧告

勧告6.14 有毒化学物質に関する勧告

1. 殺虫剤やその他の有毒化学物質の悪影響が、多くの致命的もしくは半致命的な影響を与え、湿地に依存している鳥類・両生類・は虫類・魚類及びほ乳類の多くの種の個体群を含む生物群集の生存を脅かし得ることを認識し、
2. いくつかの合成化学物質を日常的に環境に放出することが、野生生物と人間の内分泌機構への障害の原因となる可能性のあることを憂慮し、
3. 有毒化学物質の環境への影響について全世界的に関心が高まっていることに留意し、
4. 特定の有機汚染物質に対する国際的な行動が必要であることに国際的な合意が得られていることにさらに留意し、
5. アジェンダ21により勧告されている重大な危険を軽減する活動、例えば有毒化学物質の登録(汚染物質の放出と移動の登録—PRTRs)や殺虫剤の削減、及びそれらの実行について国際団体による最近のガイドライン策定などを認識し、

締約国会議は、

6. 有毒化学物質の悪影響が湿地の生態的特性に影響を及ぼしてきており、また生態学的特徴への危険が賢明な利用と両立しないことを認識するよう締約国に求め、
7. 内分泌機構破壊についての解明を促進する科学的研究成果の収集と、影響評価の議定書の策定を目指した事業計画を促進するよう、適当な国際機関に求めることを条約事務局に要請し、
8. 湿地に関係する有毒化学物質の問題の現状について、第7回締約国会議に報告を行うことを、科学技術評価委員会にさらに要請し、
9. ラムサール登録湿地や、その他の湿地に対する汚染影響の改善と防止に関わる各国の努力についての情報を、国別報告書の中に含めるよう締約国に対しうながし、
10. 汚染物質の放出と移動の登録(PRTRs)を含め、危険指標や生物濃縮される化学物質に関する地域住民の知る権利の重要性を理解するよう各締約国に勧告する。

勧告6.15 湿地の復元

1. 多くの国々で湿地が消失または劣化してきており、特に過去50年間には70%もの面積の湿地が消失したことに留意し、
2. このような湿地の消失がとりわけ先進国で多いことを認識し、
3. 1997-2002年戦略計画の行動目標2.6、「復元および機能回復の必要のある湿地を識別し、必要な処置を実施すること」を想起し、
4. 欧州連合では、多く国々が生物多様性の上で不可欠な湿地を維持、復元、あるいは改善するために、助成金を供給していることに留意し、
5. 生物多様性条約(第8節F)および欧州連合の「生息地訓令(1992年5月の理事会訓令92/43/EC)」で、

特に自然の復元の分野に優先的に着手すると明記してあることを想起し、

6. オランダ農業自然管理漁業省との協力のもと、デンマーク環境エネルギー省主催でコペンハーゲンで1995年5月に開催されたセミナー「欧州連合における自然の復元」での結論(特に第2節)によれば、自然の復元、特に湿地では水管理問題を解決または緩和し、地表水または地下水の質を改善し、そして下流域で災害をおこすような洪水を減少するための重要な手段となりうるとした点にさらに留意し、

7. 自然復元活動を実施するためには、具体的な目標と予定期間を設定する必要があるとしている同じ結論の中の第4節2にさらに留意し、

締約国会議は、

8. 湿地の復元を国の自然環境保全、土地および水管理政策に統合するよう締約国に求める。

9. 事務局および関心を持つ締約国やパートナー機関と協力し、湿地の復元とモニタリングの手順の原則に関するガイドラインを明らかにし、締約国からの情報に基づき、復元が必要となっている主要な湿地のリストを作成し、締約国に周知するという観点からそれらの結論を常設委員会に報告するよう科学技術検討委員会に要請する。

10. 湿地の復元に高い優先順位を与え、選定された全ての主要湿地の生息地としての質を、可能な限り復元する措置をはかるようさらに締約国に要請する。

11. 第7回締約国会議のための国別報告書の中に、湿地復元に関する項目を含むように締約国に要請する。

勧告6.16 二国間と多国間開発協力プログラムにおける湿地の保全と賢明な利用

1. 湿地の消失は急迫したレベルにまで達しており、初めは過去一世紀の間に先進国において、最近の40年間では熱帯と亜熱帯地域において著しく、また河川流域全体といった範囲や沿岸地域での湿地保全と管理計画策定の改善は、水資源の確保を促進することに大きな貢献をすることを認識し、

2. 同問題についての下記の要請を含んだ勧告5.5を想起し、

(a) 多国間開発銀行と開発援助機関が、湿地の持続的な利用、賢明な管理、保全を目指した一貫した湿地開発政策、手続きと実施方法の策定と採用を一層優先させて行くように求める。

(b) 途上国がラムサール条約の責務を果たす上で支援するという見地から、国レベルで行われるプロジェクトを支持するために、ラムサール条約に示された責務と機会に応じその開発協力政策を検討することをさらに先進国である締約国に求める。

3. 多数の開発援助機関、欧州連合、世界銀行、湿地政策と管理の専門的知見を有するNGO等からの意見のもとに、IUCNが経済協力開発機構(OECD)の要請に応じて作成し、OECD代表が今回の会議で発表した「援助機関のための熱帯および亜熱帯の湿地の保全と持続可能な利用改善ガイドライン」を歓迎し、

4. このガイドラインの作製に資金を供給しているフィンランド国際開発事業団(FINNIDA)からの支援をここに記録し、

5. ガイドラインによれば、これは湿地の保全と持続可能な利用の分野で、政策決定者が国内、地域、国際的な環境問題に取り組むために構成されたものであることに注目し、

締約国会議は、